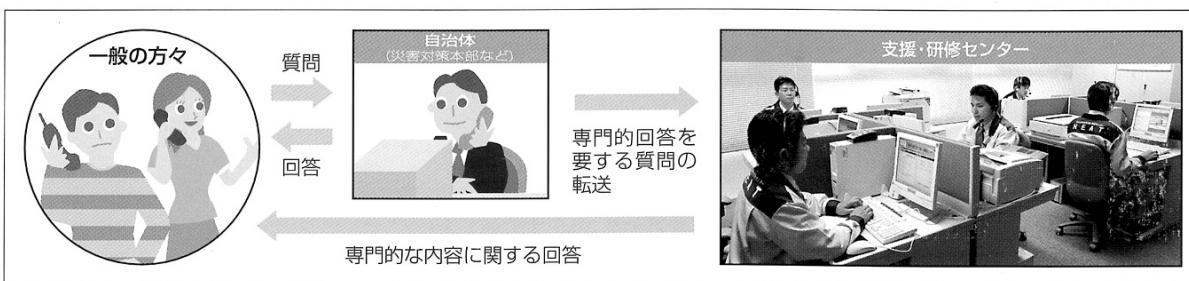


原子力災害時における問い合わせ対応体制

■核燃料サイクル開発機構 原子力緊急時支援・研修センター テレホンサービスシステム

□ テレホンサービスシステム

一般の方々からの電話による放射線の影響に対する専門的な問い合わせに対応します。



原子力災害において、自治体等への一般の方々からの電話による問い合わせのうちで、技術的、専門的なものについて、効果的に対応するためのシステムを構築、電話質問への迅速な対応、適切な回答を目指します。

具体的には、災害発生時に想定されるQ&Aデータベースには以下のような項目を用意し、データベース化しておくことで一般の方々からの問い合わせに対する回答の品質向上を目指します。

1. エネルギー問題の一般的な知識
2. 全国の原子力施設の概要
3. 技術的・専門的な事項
4. 原子力の防災

(文献：核燃料サイクル開発機構・日本原子力研究所、原子力緊急時支援・研修センター（パンフレット）、2002)

(文献：核燃料サイクル開発機構ホームページ (<http://www.jnc.go.jp/kikou/bousai/index.htm>))

【参考】核燃料サイクル開発機構「原子力緊急時支援・研修センター」設立の趣旨とその役割

核燃料サイクル開発機構は、原子力施設緊急事態発生時の活動拠点となる全国のオフサイトセンターに対する支援活動を行うため、茨城県ひたちなか市と福井県敦賀市に「原子力緊急時支援・研修センター」(以下、支援・研修センターと略す)を整備しました。

1. 支援・研修センター整備の背景

核燃料サイクル開発機構(以下、「サイクル機構」と略す)と日本原子力研究所(以下、「原研」と略す)は災害対策基本法第2条第5号の規定による内閣総理大臣が指定する指定公共機関と位置付けられています。

このため、サイクル機構は原子力災害が発生した場合、防災基本計画に基づき国・自治体からの支援要請にこたえる義務を有しています。平成11年9月のJCO臨界事故は様々な事故時対応の反省と教訓を残しました。

この反省と教訓を踏まえた防災基本計画の見直しの結果、原子力防災に関する指定公共機関としての活動体制強化が示され、サイクル機構と原研が共同で支援・研修センターを整備しました。防災基本計画における指定公共機関としての役割・義務を簡潔に以下に示します。

- * 防災活動を効果的に進めるための情報提供
- * 専門家の派遣体制の整備と資機材の整備
- * 緊急時モニタリング機材の提供、モニタリング活動の支援
- * 核燃料物質等の輸送事故への対応
- * 防災に係わる研修・訓練の実施

これらの要求を満たすための組織として支援・研修センターが整備されました。

2. 支援・研修センターの位置付け

前述のように、支援・研修センターは指定公共機関としてサイクル機構と原研が「防災基本計画(原子力災害対策編)」において求められた防災活動を具体化し、実効あるものとするための活動拠点として整備したものです。

支援・研修センターが緊急時に実施する具体的な防災活動は、原子力災害危機管理関係省庁会議により作成された「原子力災害対策マニュアル」に示されるように、

(1) 原災法第10条事象発生時

- * 安全規制担当省庁の要請に基づいて、現地事故対策連絡会議(原子力災害現地対策本部)へ専門家を派遣します。このとき、必要に応じ防衛庁、警察庁、海上保安庁、消防庁そして国土交通省の輸送支援を受けます。
- * 支援活動に必要なモニタリング及び影響予測情報等の共有を行います。

(2) 原災法第15条事象発生時

- * 原子力災害合同対策協議会へ出席します。
- * 原子力災害合同対策協議会においては機能班グループの内、総括班、放射線班に副責任者として、プラント班、医療班、広報班に班員として加わります。
- * 被災者の救助・救急のため、専門家による技術的支援を行います。
- * 救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染、放射線管理等のため、医療班の要請に基づき、要員の派遣、資機材提供を行います。
- * 地方公共団体が行う緊急時モニタリングへの支援のため要員派遣及び資機材の提供を行います。

(3) 原子力災害事後対策

- * 現地事後対策連絡会議にモニタリング対応担当として出席する。
- 等の活動を行うことになります。

(文献：核燃料サイクル開発機構ホームページ (<http://www.jnc.go.jp/kikou/bousai/index.htm>))